



日本共産党 品川区議会議員 区政報告 のだて 稔史

区政報告について
ご意見、ご要望を
お寄せください。

事務所：品川区豊町6-2-1 Tel：03-3786-6674
区議控室：品川区広町2-1-36 Tel：03-5742-6818

非核平和都市品川宣言をしている自治体として



核兵器禁止条約の歓迎を

今年1月22日に発行した核兵器禁止条約について区の認識を問いただきました。

区「態度表明を行う考えはありません」

条約は世界で初めて核兵器を違法化し、使用や使用の威嚇、実験、製造、貯蔵、配備の許可など核兵器を全面的に禁止するものです。

非核平和都市品川宣言にも核兵器の製造や配備等を認めないとある（裏面参照）にもかかわらず、何を聞いても区は「態度表明を行う考え

はありません」と答えるのみでヒロシマやナガサキの悲劇を繰り返してはならないと一言いってませんでした。

非核平和の宣言をしている自治体として情けない限りです。

核兵器廃絶へ、区としても禁止条約を歓迎し、参加しない日本政府に批准等を求めることこそ必要です。

以下、質疑を紹介します。

●質問 ← 答弁

●核兵器禁止条約の発効を歓迎しているか ← 区として態度表明等を行う考えはありません。

●ナガサキやヒロシマなどの被害等を繰り返してはならないと思うが ← 態度表明を行う考えはありません。

●非核平和都市品川宣言と核兵器禁止条約は同じ方向性では ← 同じ方向性であるかどうかはそれぞれ解釈して頂ければと考えています。

●核兵器禁止条約が核兵器廃絶への力になると考えているか ← 態度表明を行う考えはありません。

▶しながわ中央公園にある非核平和都市品川宣言が刻まれた平和のモニュメント



のだて稔史プロフィール

1985年品川区生まれ、35歳。八潮北小、八潮中、都立雪谷高校、東洋大学工学部建築学科卒。建築設計事務所で6年間働く。2015年4月初当選。戸越5丁目在住。家族は両親と兄。シブリ映画、バドミントン、テニスが好き。

非核平和都市品川宣言

今、この地球に、人類は自らを滅ぼして余りある核兵器を蓄えた。

いまだかつて、開発された兵器で

使われなかったものはない。

これは、

歴史の恐るべき証明である。

一刻も早く、核兵器をなくさなければならぬ。

頭上に核の閃光がひらめく前に。

遅すぎたとき、それを悔やむだけの未来すら、

我われには残されていない。

品川区は、核兵器廃絶と恒久平和確立の悲願を込めて、

ここに非核平和都市を宣言し、全世界に訴える。

我われは、いかなる国であれ、いかなる理由であれ、

核兵器の製造、配備、持込みを認めない。持てる国は、即時に核兵器を捨てよと。

このかけがえのない美しい地球と、

そこに住む生きとし生けるものを、守り伝えるために。

1985年(昭和60年)3月26日

新型コロナに関する相談窓口

●品川区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

午前9時～午後5時 火曜のみ午後7時まで
(土日・祝日も実施) Tel6633-2433

【流れ】①ワクチン供給の見通しが立ち次第、高齢者の方から4月下旬以降に「接種券」を発送予定、②接種会場や医療機関を決め、電話やインターネットで予約、③予約日時に接種券と本人確認書類を必ず持参のうえ接種会場へ。接種は無料。

回数：2回（ファイザー社製の場合）

●住居確保給付金

住まいを失っている方や失うおそれのある方を対象に家賃の費用を支給／3か月（最大12か月）／単身世帯月額53,700円～3人以上世帯月額69,800円／2回目申請も可能に（3か月）

【暮らし・しごと応援センター（区役所第二庁舎3階）】Tel5742-9117 月～金9時～17時

●緊急小口資金・総合支援資金

新型コロナの影響で、休業や失業等により生活困窮となった世帯への資金貸付／貸付額20万円以内。収入減少が続く場合総合支援資金で単身：月15万円、2人以上：20万円を最大6

か月貸し付け／申請から交付まで1週間程度／据え置き期間1年以内、返済期間2年以内。償還時所得減少が続く住民税非課税世帯は償還免除が可能／連帯保証人不要／無利子

【品川区社会福祉協議会 特例貸付担当】
Tel5718-7171 平日9時～17時

●収入が減少した加入者の国保料減免

対象：主たる生計維持者の収入減少額が前年の3割以上。前年の合計所得額が1000万円以下／前年合計所得額により2～10割減免。300万円以下は免除／対象期間：2020年2月～2021年3月まで納期限の国民健康保険料

【品川国保医療年金課資格係】Tel5742-6676
(後期高齢者医療・介護保険料の減免もあり)

●新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援特別助成事業

感染症対策や前向きな投資を行いながら販路拡大に取り組む経費の一部を助成／助成対象：飛沫対策費、換気費、衛生管理費、機械装置および設置費等、広告費、展示会等出展経費、委託費、外注費等／助成額：最大20万円（助成率4/5）／申請：新年度から受付開始予定（オンライン申請）

無料
法律相談

4月13日(火) 午後6時～8時

会場：のだて稔史事務所 豊町6-2-1

お気軽にご相談下さい。弁護士と一緒にお話を伺います。

できるだけ事前にご連絡下さい。Tel3786-6674

日本共産党